

国民健康保険高齢受給者証 (70歳～74歳)の一部更新

70歳から74歳までの国民健康保険(国保)の前期高齢者の方の医療費窓口負担が平成25年3月までは1割に据え置かれます。このため、現在お使いの受給者証において4月以降の自己負担割合が「2割」になっている方を対象に「1割」に変更した受給者証を3月中に郵送します。自己負担割合が「3割」となっている方は除きます。

※平成24年4月から2割負担に見直されていたものを1割負担に据え置くものです。

国保の保険証を3月に郵送で一斉更新します

現在お使いの国民健康保険(国保)の保険証の有効期限は、平成24年3月31日までとなっていますので、3月中に新しい保険証に更新します。

新しい保険証は、世帯の皆さんの分をまとめて世帯主あてに簡易書留郵便で3月中に郵送しますので、ご家族分を確認の上、大切に保管してください。

なお、修学のため家族と離れて訓子府町以外の市町村に住む場合は在学証明書が必要ですので医療給付係まで提出願います。ただし、過去に在学証明書を提出されたことのある方の分は必要ありません。

■ 問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

国民健康保険の退職者医療制度

会社などを退職して年金(厚生年金など)を受けられる65歳未満の方とその家族(被扶養者)は、「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

■ 対象になる方

次の条件のどちらにもあてはまる被保険者とその被扶養者が対象です。

- ① 65歳未満で国保に加入している方
- ② 厚生年金や各種共済組合などから老齢(退職)年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方

■ 被扶養者(扶養家族)とは

高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証と被保険者証などを提示すれば、1か月の自己負担額を超えた金額は、医療機関の窓口で支払う必要がなくなります。

これまでは、高額な外来診療を受け、1か月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でもいったんその額を医療機関でお支払いいただき、後で医療保険者から高額療養費としてお返ししていましたが、平成24年4月1日からは医療機関などの窓口で限度額適用認定証などを提示すれば自己負担限度額を超えた部分の金額を支払う必要がなくなります。

限度額適用認定証は、加入する医療保険者に事前に申請し交付を受ける必要がありますので、詳しくはご加入の医療保険者にご相談ください。

すでに限度額適用認定証などをお持ちの方は改めて手続きの必要はありません。

※国民健康保険の方の申請受付は福祉保健課医療給付係窓口で3月26日から開始します。詳しくは福祉保健課医療給付係にお問い合わせください。

■ 対象となる方

- ・ 70歳未満の方
- ・ 70歳以上の非課税世帯の方

退職被保険者とともに生活し、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の条件すべてにあてはまる方です。

- ① 退職被保険者の直系尊属、配偶者と3親等内の親族、または配偶者の父母と子
- ② 65歳未満で国保に加入している方
- ③ 年間の収入が130万円(60歳以上の方や障がい者は180万円)未満の方

■ 加入手続き

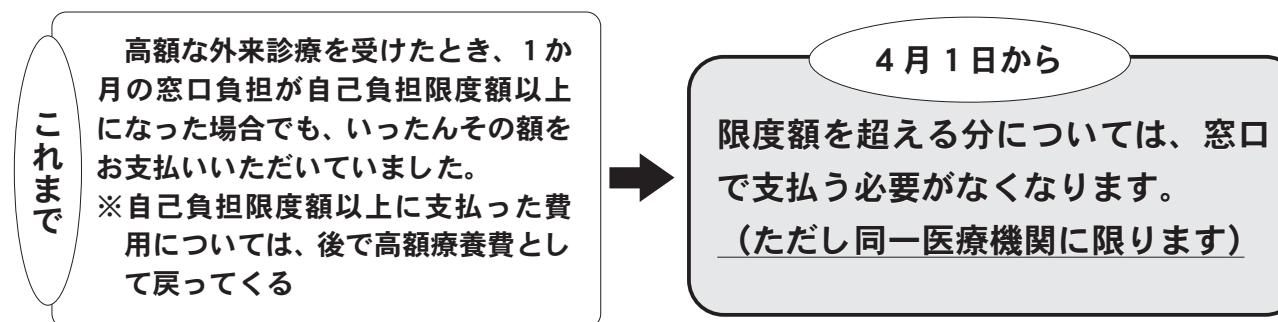
年金受給権の発生した日から、退職被保険者制度の適用資格を得ます。年金証書を受け取ったら年金証書と現在お使いの国民健康保険証および印鑑を持って、14日以内に窓口へ届け出てください。新しい国民健康保険証が交付されます。なお、医療費の自己負担割合は一般の国保と同様です。

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額な外来診療を受ける方のお支払い方法の変更などについて

■ 高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から外来診療における高額療養費の取り扱いが変更となり、**非課税世帯(世帯員全員が非課税)**の方は、被保険者証と一緒に「**減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)**」を提示することで、外来診療でも窓口で一定額以上支払う必要がなくなります。



◆ 必要な手続きについて

必要な事前手続き	病院・薬局などで提示するもの
非課税世帯の方で「減額認定証」をお持ちでない方は、事前に福祉保健課窓口で交付の申請が必要です	「被保険者証」と「減額認定証」を提示してください

■ 運営協議会委員を募集しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆様の代表として、制度の運営に関する重要事項をご審議いただく運営協議会委員を募集しています。

- 【応募資格】 道内在住の満20歳以上の方(ただし、議員や公務員などを除きます)
- 【応募人数】 5人
- 【任期】 平成24年7月から2年間(開催は年3～4回を予定しています)
- 【応募方法】 北海道後期高齢者医療広域連合および福祉保健課窓口にある応募要領を参照してください
- 【応募締切】 平成24年4月27日(金)
- 【選考】 選考委員会を設置し、提出された小論文などにより総合的に委員を選考します
- 【報酬など】 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します

■ 問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)
福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)